

平成25年3月8日
第2469号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（5・秋田うまいもの販売課）…………… 1

告 示

○青少年に有害な図書類の指定（81・県民生活課）…………… 1

○保安林の指定解除予定通知（82・森林整備課）…………… 2

○都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（83・都市計画課）…………… 2

○都市計画の変更による送付図書の縦覧（84～87・都市計画課）…………… 2

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3

○県営土地改良事業の換地処分（秋田地域振興局農林部）…………… 3

○県営土地改良事業計画の決定（雄勝地域振興局農林部）…………… 4

規 則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五号

秋田県総合食品研究センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合食品研究センター条例施行規則（平成七年秋田県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表トトルト試験機の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第81号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成25年3月8日から施行する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐竹敬久

図書

指定番号	図 書 名	発 行 所	発 行 日
10711	裏モノJAPAN 4月号	株式会社鉄人社	平成25年4月1日
10712	モテる！出会える！SNS	株式会社双葉社	平成24年8月20日
10713	恋愛天国パラダイス 4月号	株式会社竹書房	平成25年2月19日
10714	COMICすもも 2013 volume. 16	株式会社双葉社	平成25年2月12日
10715	裏ッ！ベスト2013	株式会社三オブックス	平成25年1月1日
10716	ナックルズ・ザ・タブーUP!	ミリオン出版株式会社	平成25年3月25日
10717	BLACKザ・タブーVOL. 7	ミリオン出版株式会社	平成25年2月20日

指定
理由

著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第82号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 湯沢市秋ノ宮字赤石沢1の5（次の図に示す部分に限る。）、1の8、1の9、1の10、1の11、1の12、1の13、1の14、1の17、1の18、1の19、1の20、1の21、1の22、1の23、1の24
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 公聴会の日時
平成25年3月22日（金）午前11時
- 2 公聴会の場所
湯沢市佐竹町4番5号 湯沢市湯沢生涯学習センター
- 3 定めようとする都市計画の構想
湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案
当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び湯沢市建設部都市計画課に備え置いて、平成25年3月8日（金）から同月22日（金）までの間、縦覧に供する。
- 4 公述申出書の提出期限等
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年3月8日（金）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
 - (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
 - (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
 - (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。
- 5 問い合わせ先
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

秋田県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、仙北市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
仙北都市計画下水道（仙北市公共下水道（角館処理区））の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画下水道（秋田市公共下水道（秋田地域））の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
河辺都市計画下水道（秋田市公共下水道（河辺地域））の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
秋田都市計画道路（3・3・6号下新城中野線、3・4・10号飯島相染線、3・5・34号土崎環状線及び3・6・43号壱騎町御蔵町線）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 雄勝教育会館
- 3 代表者の氏名
佐 藤 公 人
- 4 主たる事務所の所在地
湯沢市材木町二丁目1番7号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、教育会館の利用や文化講座・講演会等の開催に関する事業を行い、地域の教育文化の振興に寄与することを目的とする。

平成25年3月1日県営土地改良事業（赤平地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法

(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、雄勝郡羽後町床舞字中村99番地池田茂男ほか16人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月8日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(寝耳沢地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧場所 羽後町役場農林課